

台風19号計画運休、職場問題を解決しよう！① 会社は年休を懇請できるのか！

台風19号による計画運休で、勤務認証などをめぐって様々な問題が発生しています。本部は3回にわたって申し入れを行いました。

問題の1つが、現場管理者から「仕事がないので年休にしてくれないか」と、懇請された社員が多くいたということです。また、懇請ではなくとも「勤務をどうしますか？年休にしますか？」と言われた社員もいます。上司から言われたら断れないのが一般的であり、会社が懇請という言い方をしても、部下の立場からすれば「強要」と受け止めても仕方がないことです。

しかし、**労働基準法第39条では、年次有給休暇は労働者が申請することになっており、会社が指定できるとは一言も書かれていません。つまり、今回の年休懇請は、労基法違反に該当する可能性が大です。**

類似した問題で、ネットの弁護士相談窓口寄せられた案件の概要を紹介します。

使用者の側から「〇月〇日に年休を取れ」と無理やりにとらせることはできないというのが大原則です。ただし、「計画年休」制度を取っている場合は、この原則には唯一の例外です。計画年休制度を導入するためには、使用者と、労働者の過半数代表者との間で労使協定を締結することが必要です。計画年休を導入していない限り、使用者側から強制的に年休を取得させることはできません。

